

令和 6 年度坂井市障がい者基幹相談支援センター事業実施状況報告書

1、令和 6 年度活動報告

① 総合支援協議会の取組

【活動件数】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
7	8	5	8	6	10
10月	11月	12月	1月	2月	3月
9	11	9	8	8	5

【活動内容】

- ・運営会議、実務者会議、相談支援事業所連絡会の開催
- ・権利擁護部会での支援機関の取組
- ・各専門部会の支援機関のフォロー
- ・地域生活支援拠点等事業検証委員会の開催
- ・医療的ケア児等コーディネーター連絡会運営への関与

【活動実績】

- ・実務者会議を各専門部会等の進捗報告及び意見聴収の場として活用し、福祉計画と協議会の連動をしながら運営。
- ・相談支援事業所連絡会では、触法者への支援力強化を目的に更生保護制度の研修会を実施。
- ・滞っていた医療的ケア児の支援に関する協議を再開。コーディネーター連絡会を実施し、地区内全ケースの進捗確認を行い、課題抽出できる状況を整えた。

【考察】

- ・実務者会議（定例会議）の意見を基に、協議会の取り組みを見直し。介護保険法における地域ケア会議の手法を応用したケース会議兼事例検討が次年度からできるよう整理。
- ・地域支援者が声を挙げやすい環境は構築できたが、その後の活動に繋がっていない。
- ・福祉に繋がっていない医療的ケア児について、コーディネーター間で共有しながら適宜介入できるようになった。（年度内実績 1 件）

② 地域の相談支援事業所への助言やコンサルテーション

【活動件数】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
12	14	15	14	11	10
10月	11月	12月	1月	2月	3月
13	10	7	5	3	1

【活動内容】

- ・特定相談支援事業所の巡回訪問
- ・支援者からの相談対応
- ・個別ケース（特定・委託担当）の側面的支援（面談同席・会議参加等）

【活動実績】

- ・複数事業所による協働体制にて実施される会議に参加し、地域課題の整理及び協議会の活用について助言。
- ・特定相談支援事業所が担当するケースで複合的課題を抱える困難ケース、または専門的な支援が必要なケース等に関して、一時的な側面的支援（面談同席・会議参加等）を実施。
- ・支援者からの電話等での相談に対応。

【考察】

- ・主任相談支援専門員が増えたことで、昨年度より制度や請求事務に関する相談等、運営管理上の相談が多くなっていたが、今年度は報酬改定の影響でさらに割合が増加。
- ・サービス提供事業所や他分野支援機関から、特定相談支援事業所の役割について相談を受けることが増えている。

③ 地域の相談支援体制強化や支援者の人材育成

【活動件数】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
9	3	6	5	7	6
10月	11月	12月	1月	2月	3月
4	4	9	5	6	5

【活動内容】

- ・基幹、委託、主任、行政による連絡会の実施
- ・相談支援従事者養成研修への協力
- ・法定研修のインターバル期間における個別SV等
- ・相談支援事業所連絡会及びサービス提供事業所でのグループスーパービジョン
- ・障がい福祉事業所の職員研修での講師

【活動実績】

- ・県相談支援従事者養成研修（初任研、現任研）のワーキングの一員として研修企画に携わり、かつ演習講師として相談支援専門員の育成を行うことで、人材育成を行う基幹相談支援センター職員としての技術をブラッシュアップ。
- ・県相談支援従事者養成研修と地域での人材育成を連動するため、研修インターバル期間における取り組みを実施。
- ・サービス提供事業所等に対する人材育成手法の伝達。
- ・相談支援事業所連絡会を活用し、サービス等利用計画を見せ合う機会を設定。
- ・モニタリング結果検証の実施。

【考察】

- ・相談支援専門員を対象に地域でのOJTを開始したことで、主任相談支援専門員の活躍の場が広がり、地域の体制のなかで育てていけるようになった。
- ・相談支援従事者養成研修ではケアマネジメント手法が重視されていることから、修了後の

支援として、計画の作成方法についてフォローアップできた。

- ・モニタリング結果検証では、中立・公平性の確保、知識・技術の共有につながった。

④ 他分野との連携強化

【活動件数】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	3	2	3	1	1
10月	11月	12月	1月	2月	3月
3	4	5	1	2	1

【活動内容】

- ・民生委員活動への協力
- ・他分野主催の連絡会での講義
- ・生活困窮者支援の会議への参加
- ・協議会を活用して児童クラブへの巡回（活動件数は協議会に計上）

【活動実績】

- ・民生委員の障害理解の促進を目的とした活動の企画に協力。
- ・高齢福祉分野における保健師会で、障害福祉サービスの考え方について講義。
- ・希望があがった児童クラブに巡回し、特性のある子どもをクラブで受け入れ続けるための支援環境について助言。

【考察】

- ・障害福祉サービスの支給決定プロセスを高齢分野に伝達することで、介護保険サービスとの感覚のズレを共有。参加者からは疑問が解消されたという発言があった。
- ・障がいのある児童であっても、他児と同じ場所で過ごすことができることを目標に児童クラブを巡回した結果、スタッフのスキルも必要であるが、ハード面の課題も多数見つかっている。

⑤ その他（相談支援体制強化につながることなど）

【活動件数】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
3	5	3	2	5	0
10月	11月	12月	1月	2月	3月
4	2	1	3	4	4

【活動内容】

- ・地域住民を対象とした研修会での講義
- ・行政が主催する支援体制強化を目的とした協議会等への参画
- ・様々な研修への参加（基幹センター向け研修など）

- ・防災に関する取り組み

【活動実績】

- ・防災を目的に当事者団体にて講演。
- ・坂井市障害(児)福祉計画検証会議等への参画
- ・坂井市主催のネットワーク連絡会（消費者被害防止、虐待防止、成年後見）への参画
- ・相談支援体制強化につながる活動の一環として県内外の研修に参加し、基幹相談支援センター業務を実施するうえで必要な知識等の習得に努めた
- ・防災の取組として、当事者の災害時避難計画の策定や避難訓練への参加、被災地における支援活動の視察を行った。

2、令和5年度個別ケース対応

【個別ケース対応状況】※支援件数等は毎月提出の『個別ケース報告書』を参照

- ・障害者相談支援事業所や特定相談支援事業所が担当するケースで、当事者または当事者世帯が複合的課題を抱えたケース、専門的な支援（権利擁護、医療的ケア等）が必要なケース等に関して側面的支援（会議参加、面談同席等）を実施した。
- ・障害者相談支援事業所や特定相談支援事業所が関わり困難となったケースに関して、当センターが主体的となり関わっているケースがある。

【考察】

- ・ケース状況によって当センターが新規担当するケースは多少あるが、障害者相談支援事業所等に引き継ぐことで一時的または短期間での支援対応となっている。
- ・基幹として継続的に介入していたケースについて、特定相談支援事業所や障害者相談支援事業所への引継ぎ等により、年度末時点において全ケース終結。